

◎新潟県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫雲寺菅谷線
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
新発田市川尻374番から 同市箱岩2112番1まで	8.0～19.6メートル	3,341.1メートル

備考1 新発田市道の引継ぎに伴う区域決定

2 路線の重用

一部区間新発田紫雲寺線と重用

3 路線の重複

一部区間新発田市道日光線及び新発田市道七社線と重複